

# 香川県動物愛護管理推進計画の項目（案）

## I 概要

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 対象地域

## II 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

- 1 普及啓発活動
- 2 犬及び猫の収容と所有者明示
- 3 動物による危害や迷惑
- 4 動物を取扱う事業者
- 5 動物由来感染症
- 6 災害時対策

## III 計画の基本方針

- 1 計画の3つの柱
  - 動物の適正な飼養の推進
  - 動物愛護管理の共通した考え方の普及
  - 連携・協働による推進
- 2 担うべき役割
  - 県・中核市の役割
  - 市町の役割
  - 県民の役割
  - 飼い主の役割
  - 動物動物取扱業者等の役割
  - 獣医師の役割り関係団体等の役割

## IV 具体的な取組み

- 1 「動物は家族の一員」に向けての取組み
  - 施策 1 終生飼養の推進
  - 施策 2 所有者明示（個体識別）措置の推進
- 2 「動物は地域の一員」に向けての取組み
  - 施策 3 動物の飼養に係る地域での理解の向上
  - 施策 4 動物取扱業における適正な取扱いの推進
  - 施策 5 実験動物の適正な取扱いの推進
  - 施策 6 産業動物の適正な取扱いの推進
- 3 人と動物の「未来」に向けての取組み
  - 施策 7 子供たちへの呼びかけ
  - 施策 8 次世代に向けての人材育成
- 4 人と動物が安心できる「今」をつくる取組み

- 施策 9 動物由来感染症対策の体制整備
- 施策 10 災害発生時の対策の整備
- 施策 11 動物愛護管理の拠点づくり

## V 計画の実現に向けて

- 1 計画の周知及び情報提供
- 2 実施計画の策定
- 3 評価・検証と見直し

## 計画の基本的フレーム(案)

### 1 計画の位置付け

「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条に基づき、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して、現行計画を見直す。

### 2 計画の期間

平成26年度から平成35年度までの10年（5年ごとのローリング）

### 3 対象地域

香川県の区域とする。

## 計画策定に伴う検討事項(案)

### 1 「動物は家族の一員」に向けての取組み

- ・ 安易な飼養の抑制、みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進等について、関係団体と協働して終生飼養の普及啓発を行い、飼い主からの引き取り数の減少を図る。
- ・ 特定動物については、特に人及び財産に危害をおよぼす恐れがあることから、終生飼養の徹底等の普及啓発に加え、その所有者（飼い主）に対して、飼養保管等に関する法令遵守の徹底について監視及び指導を強化する。
- ・ 愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことの周知徹底を図るとともに、関係機関（警察等）との連携強化により、遺棄及び虐待の防止の啓発を図る。
- ・ 譲渡ボランティア制度の運用開始により、民間ボランティアと協働して収容動物の譲渡数の増加を図るとともに、ホームページの活用等により、元の所有者への返還を進め、殺処分数の減少につなげる。
- ・ 動物の盗難や迷子、非常災害時の逸走の防止対策として、所有者明示措置の有効性の普及啓発を実施するとともに、マイクロチップ装着の促進、リーダー配備等の基盤整備を検討する。

### 2 「動物は地域の一員」に向けての取組み

- ・ 飼い主のいない犬・猫による危害や迷惑問題に対して、地域住民の相互理解により地域が一体となって問題解決ができるよう、いわゆる地域猫や人間への危害対策等について、県や市町がまとめ役となるなど、支援を推進する。
- ・ 犬猫等販売業に係る上乗せ規制、幼齢の犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止、現物確認・対面説明の義務、第二種動物取扱業者の届出制度等、新たな規制の周知徹底及び指導・助言を行う。
- ・ 動物取扱業者に対し、特定動物のより厳格な法令遵守、販売先の飼養保管許可の有無についての確認とともに、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう、監視及び指導を強化する。

- ・ 実験動物に関する国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報を収集し、災害時・緊急時の対応について検討するよう関係事業者に普及啓発する。
- ・ 産業動物に関する国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報を収集し、民間の作成した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」の普及啓発を行い、災害時・緊急時の対応についても関係機関と協議を進める。

### 3 人と動物の「未来」に向けての取組み

- ・ 関係団体と協働して、学校飼育動物の健康保持や適正な飼養のための研修を行うとともに、動物愛護についての教育体制の整備を図る。
- ・ 動物愛護推進員を対象とした研修等を実施し、地域に密着した動物愛護普及活動がより活発に行われるよう、人材育成を図る。

### 4 人と動物が安心できる「今」をつくる取組み

- ・ 東日本大震災を教訓に、地域防災計画を踏まえ、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう、「災害時における被災動物の救護活動に対する支援に関する協定」に基づき、関係団体との連携体制の整備を行う。
- ・ 動物愛護に関する普及啓発・教育事業、譲渡・返還のための動物の飼養管理、動物由来感染症に係る調査研究などが推進できるよう、中核市である高松市と協議しながら、拠点施設の整備を検討する。